災害時における安否不明者(行方不明者含む)の氏名等の公表指針

1 公表の目的

氏名等の公表により、被災者にかかる安否情報を収集することで、救出・救助活動の 効率化と円滑化を図ることを目的とする。

2 公表の対象とする災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、県が災害対策本部を設置した ものとする。

3 公表の主体

和歌山県(災害対策本部)

ただし、市町村が独自に公表することを妨げるものではないが、その場合において も、県及び当該市町村が事前に調整をおこなうものとする。

4 用語の定義

公表

県ホームページへの掲載や記者クラブへの資料提供等によって行うものをいう。 安否不明者

当該災害に被災した可能性があるが、連絡が取れず安否不明となっている者。 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。

閲覧等制限措置

住民基本台帳事務におけるDV等支援措置に基づく住民基本台帳の一部の写しの 閲覧制限、住民票(除票を含む)の写し等の交付制限及び戸籍の附票(除票を含む) の写しの交付制限をいう。

5 公表の要件

安否不明者及び行方不明者(以下、「安否不明者等」という。)に係る「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」にいう個人情報については、上記 1 の「公表の目的」を実現するため、和歌山県が提供を受け、または公表することができるものとする。

なお、安否不明者等に係る公表の要件については、次のとおりとする。

迅速な救出・救助活動に資すると認められること。

市町村において、閲覧等制限が措置されていないこと。

上記 に該当しない場合における氏名等の公表については、「災害時における死者 の氏名等の公表指針」を準用する。

6 公表の範囲

住所(市町村名又は大字名まで)、氏名、年齢、性別